

○ 農漁業保険審査会運営規程新旧対照表（案）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

<p>（会議の公開） 第四条（略） 一 農漁業再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関する会議 二・三（略） （部会） 第五条 審査会に、農漁業再保険部会、漁船再保険部会及び漁業共済保険部会を置く。 2（略） 3 会長は、前項の規定により部会に事案を付託するときは、次表下欄に掲げる事項については、それぞれ上欄の部会に付託するものとする。</p>	<p>（会議の公開） 第四条（略） 一 農漁業共済再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関する会議 二・三（略） （部会） 第五条 審査会に、農漁業共済再保険部会、漁船再保険部会及び漁業共済保険部会を置く。 2（略） 3 会長は、前項の規定により部会に事案を付託するときは、次表下欄に掲げる事項については、それぞれ上欄の部会に付託するものとする。</p>																								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="683 224 722 392">部会</td> <td data-bbox="683 392 722 1104">事</td> <td data-bbox="683 1104 722 1832">項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 224 683 392">農漁業再保険部会</td> <td data-bbox="603 392 683 1104">農漁業再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。</td> <td data-bbox="603 1104 683 1832">農漁業共済再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 224 603 392">漁船再保険部会</td> <td data-bbox="523 392 603 1104">漁船再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。</td> <td data-bbox="523 1104 603 1832">漁船再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 224 523 392">漁業共済保険部会</td> <td data-bbox="443 392 523 1104">漁業共済保険事業に関する政府の処分についてなされた申立についての審査に関すること。</td> <td data-bbox="443 1104 523 1832">漁業共済保険事業に関する政府の処分についてなされた申立についての審査に関すること。</td> </tr> </table>	部会	事	項	農漁業再保険部会	農漁業再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。	農漁業共済再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。	漁船再保険部会	漁船再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。	漁船再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。	漁業共済保険部会	漁業共済保険事業に関する政府の処分についてなされた申立についての審査に関すること。	漁業共済保険事業に関する政府の処分についてなされた申立についての審査に関すること。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="683 1151 722 1319">部会</td> <td data-bbox="683 1319 722 2031">事</td> <td data-bbox="683 2031 722 2240">項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 1151 683 1319">農漁業共済再保険部会</td> <td data-bbox="603 1319 683 2031">農漁業共済再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。</td> <td data-bbox="603 2031 683 2240">農漁業共済再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 1151 603 1319">漁船再保険部会</td> <td data-bbox="523 1319 603 2031">漁船再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。</td> <td data-bbox="523 2031 603 2240">漁船再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1151 523 1319">漁業共済保険部会</td> <td data-bbox="443 1319 523 2031">漁業共済保険事業に関する政府の処分についてなされた申立についての審査に関すること。</td> <td data-bbox="443 2031 523 2240">漁業共済保険事業に関する政府の処分についてなされた申立についての審査に関すること。</td> </tr> </table>	部会	事	項	農漁業共済再保険部会	農漁業共済再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。	農漁業共済再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。	漁船再保険部会	漁船再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。	漁船再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。	漁業共済保険部会	漁業共済保険事業に関する政府の処分についてなされた申立についての審査に関すること。	漁業共済保険事業に関する政府の処分についてなされた申立についての審査に関すること。
部会	事	項																							
農漁業再保険部会	農漁業再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。	農漁業共済再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。																							
漁船再保険部会	漁船再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。	漁船再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。																							
漁業共済保険部会	漁業共済保険事業に関する政府の処分についてなされた申立についての審査に関すること。	漁業共済保険事業に関する政府の処分についてなされた申立についての審査に関すること。																							
部会	事	項																							
農漁業共済再保険部会	農漁業共済再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。	農漁業共済再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。																							
漁船再保険部会	漁船再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。	漁船再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関すること。																							
漁業共済保険部会	漁業共済保険事業に関する政府の処分についてなされた申立についての審査に関すること。	漁業共済保険事業に関する政府の処分についてなされた申立についての審査に関すること。																							
<p>（議事録） 第八条（略） 2 次表の上欄に掲げる会議の議事録は、それぞれ下欄の課におい</p>	<p>（議事録） 第八条（略） 2 次表の上欄に掲げる会議の議事録は、それぞれ下欄の課におい</p>																								

て整理し、保存するものとする。

総会	経営局保険課
農業再保険 部会	経営局保険課
漁船再保険 部会	水産庁漁政部漁業保険管理官
漁業共済保 険部会	水産庁漁政部漁業保険管理官

3
(略)

て整理し、保存するものとする。

総会	経営局保険課
農業共済再 保険部会	経営局保険課
漁船再保険 部会	水産庁漁政部漁業保険管理官
漁業共済保 険部会	水産庁漁政部漁業保険管理官

3
(略)

附 則

この規程は平成三十年六月四日から施行する。